

# 第7期八代市障がい福祉計画 第3期八代市障がい児福祉計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

令和6年3月

八代市

## 《 目 次 》

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の概要                               | 1  |
|     | 1 計画策定の趣旨                           |    |
|     | 2 計画の位置づけ                           |    |
|     | 3 計画の期間                             |    |
| 第2章 | 計画の基本方針                             | 3  |
|     | 1 計画の基本理念                           |    |
|     | 2 計画の基本的な考え方                        |    |
| 第3章 | 障がい者等を取り巻く状況                        | 6  |
|     | 1 第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の達成状況 |    |
|     | 2 障害福祉サービス、障害児通所支援等の課題整理            |    |
| 第4章 | 成果目標                                | 18 |
|     | 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行                 |    |
|     | 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築          |    |
|     | 3 地域生活支援の充実                         |    |
|     | 4 福祉施設から一般就労への移行等                   |    |
|     | 5 障がい児支援の提供体制の整備等                   |    |
|     | 6 相談支援体制の充実・強化等                     |    |
|     | 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築    |    |
| 第5章 | 活動指標（障害福祉サービス及び計画相談支援等）             | 23 |
|     | 1 訪問系サービス                           |    |
|     | 2 日中活動系サービス                         |    |
|     | 3 居住系サービス                           |    |
|     | 4 相談支援                              |    |
|     | 5 地域生活支援拠点等                         |    |
|     | 6 発達障がい者等に対する支援                     |    |
|     | 7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築          |    |
|     | 8 相談支援体制の充実・強化等                     |    |
|     | 9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築    |    |

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 第6章 | 活動指標（障害児通所支援及び障害児相談支援） | 35 |
| 1   | 障害児通所支援                |    |
| 2   | 障害児相談支援                |    |
| 3   | 子ども・子育て支援事業に関する提供体制の整備 |    |
| 第7章 | 活動指標（地域生活支援事業）         | 38 |
| 1   | 地域生活支援事業の種類            |    |
| 2   | 地域生活支援事業               |    |
| 第8章 | 計画の推進に向けて              | 44 |
| 1   | 計画の進捗管理及び点検・評価         |    |

# 第1章 計画の概要

---

## 1 計画策定の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）は、障がいのある人等が地域社会において分け隔てられることなく生活することができるよう、地域共生社会の実現に向けた障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図るとともに、特定の障がいに限定することなく、発達障がいや難病もその支援の対象として位置づけられています。

このことを踏まえ、八代市（以下「本市」という。）では、令和3年3月に「第4期八代市障がい者計画」を、同月に「第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人等の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護など各種の施策を推進してきました。

一方で、本市における障害福祉サービス利用者や障害児通所支援利用児童等は増加傾向にあり、高齢化や重度化に加え、支援の難しさも生じていることから、障がいのある人等が地域で安心して暮らせるようにするためには、必要なサービス量の確保と適切な支援の取組が一層必要となります。

そのためには、今後も各種の取組を進めつつ、より時代とニーズに即した障がい者等への施策を推進する必要があります。

このような中、令和5年度には現行計画の期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況などの成果を検証するとともに、ノーマライゼーションの理念の下、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向けた障がい者（児）福祉の増進を図ることを目的に、上位計画である「第4期八代市障がい者計画」を具現化する施策として策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者計画（障害者基本法第11条第3項）、地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）、その他の法律の規定による計画であって、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものであること。」と定められています。

| 計画名        | 障害福祉計画<br>障害児福祉計画                               | 障害者計画                                        |
|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 根拠法        | 障害者総合支援法<br>児童福祉法                               | 障害者基本法                                       |
| 市町村の策定     | 義務                                              | 義務                                           |
| 計画の性格      | 障害福祉サービス及び障害児通所支援に関する3年間の成果目標やサービスの提供体制確保のための計画 | 障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者の暮らしを支えるための計画 |
| 国・県の計画との関係 | 国の基本指針に則して作成<br>県は、市町村計画を積み上げる形で、都道府県計画を策定      | 国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定                 |
| 計画期間       | 3年間（3年を1期とする）                                   | なし（任意）                                       |
| 策定後の対応     | 市町村は、遅滞なく都道府県知事に提出                              | 市町村長は、議会に報告するとともにその趣旨を公表                     |

## 3 計画の期間

◆令和6年度～令和8年度（3年間）

| 計画          | R3  | R4 | R5  | R6 | R7 | R8 | R9  | R10 | R11 |
|-------------|-----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 八代市障がい者計画   | 第4期 |    |     |    |    |    | 第5期 |     |     |
| 八代市障がい福祉計画  | 第6期 |    | 第7期 |    |    |    | 第8期 |     |     |
| 八代市障がい児福祉計画 | 第2期 |    | 第3期 |    |    |    | 第4期 |     |     |

## 第2章 計画の基本方針

---

### 1 計画の基本理念

障がいのある人及び障がいのある児童・生徒（以下「障がいのある人等」という。）の、自立と社会参加を基本とする障害者総合支援法及び児童の心身の健やかな成長や自立が図られることを基本とする児童福祉法の理念を踏まえ、障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、計画の策定及び推進を図ります。

#### （１） 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を推進します。

#### （２） 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等に対してサービスの充実を図り、県の支援等を通じて、引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていること、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを継続して周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

#### （３） 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉サービス事業所等の地域資源とともに提供体制の整備を進めます。

#### （４） 地域共生社会の実現に向けた取組

誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで孤立せずその人らしい生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

#### （５） 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が協働して支援する体制を構築します。

#### **（６） 障がい福祉人材の確保・定着**

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービス等を提供し、障害福祉事業を実施していくためには、サービス提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保が重要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報など関係者が協力して取り組んでいきます。

#### **（７） 障がい者の社会参加を支える取組定着**

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人の多様なニーズを踏まえた支援を行います。特に障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加を促進します。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の必要な量を見込み、計画的な整備を行います。

- ① 地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等<sup>1</sup>の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者等に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

### (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画について、利用者数の増加等に応じた相談支援体制の確保を図るとともに、障害福祉サービス事業所等と連携しての相談支援業務の効率化を図ります。

また、これらの取組を効果的に進めるため、八代圏域障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）との連携や、八代圏域障がい者支援協議会（以下「協議会」という。）各専門部会の多様な活動を通じ、相談支援体制の機能強化と後方支援の充実を図ります。

- ① 相談支援体制の充実・強化
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障がい者等に対する支援
- ④ 八代圏域障がい者支援協議会の活性化

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童について、児童福祉法に基づく専門的な支援や短期入所等の障害福祉サービスを確保するとともに、保健、医療、教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校教育法に基づく就学期間まで、その家族にも効果的な支援を身近な地域で受けられるよう、提供体制の構築を図ります。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

<sup>1</sup> 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

### 第3章 障がい者等を取り巻く状況

#### 1 第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の達成状況

第6期及び第2期の福祉計画で設定した目標値の進捗状況は、以下のとおりです。  
令和5年度の実績は、令和5年12月時点での見込値です。

##### 成果目標

##### (1) 福祉施設入所者の地域への移行

| サービスの種類    | 目標           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果  |
|------------|--------------|-------|-------|--------|-----|
|            |              | 実績    | 実績    | 実績（見込） |     |
| 地域生活移行者数   | 令和5年度末までに16人 | 0（1）  | 1（0）  | 2（1）   | 未達成 |
| 福祉施設入所者の減少 | 令和5年度末までに4人  | 0（0）  | 7（7）  | 9（2）   | 達成  |

（ ）は、単年度の実績数。

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

| サービスの種類 | 目標       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果 |
|---------|----------|-------|-------|--------|----|
|         |          | 実績    | 実績    | 実績（見込） |    |
| 熊本県実施   | 市町村の目標なし | —     | —     | —      | —  |

##### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| サービスの種類           | 目標    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果 |
|-------------------|-------|-------|-------|--------|----|
|                   |       | 実績    | 実績    | 実績（見込） |    |
| 地域生活支援拠点等の運営状況の検証 | 毎年度1回 | 未検証   | 未検証   | 1回     | 達成 |

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

| サービスの種類              | 目標           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果  |
|----------------------|--------------|-------|-------|--------|-----|
|                      |              | 実績    | 実績    | 実績（見込） |     |
| 福祉施設から一般就労への移行件数     | 令和5年度中に21人   | 4     | 8     | 17     | 未達成 |
| 就労定着支援事業の利用者数        | 令和5年度末までに10人 | 4（4）  | 6（2）  | 8（2）   | 未達成 |
| 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所 | 令和5年度末までに1箇所 | 1     | 1     | 1      | 達成  |

（ ）は、単年度の実績数。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

| サービスの種類                            | 目標            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果 |
|------------------------------------|---------------|-------|-------|--------|----|
|                                    |               | 実績    | 実績    | 実績（見込） |    |
| 児童発達支援センターの設置                      | 設置済           | 設置済   |       |        | 達成 |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築                | 構築済           | 構築済   |       |        | 達成 |
| 重症心身障害児を支援する体制の確保                  | 確保済           | 確保済   |       |        | 達成 |
| 医療的ケア児を支援するための協議の場を設置及びコーディネーターの配置 | 令和5年度末までに1人配置 | 配置なし  | 配置なし  | 1      | 達成 |

(6) 相談支援体制の充実・強化等

| サービスの種類       | 目標           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  | 結果  |
|---------------|--------------|-------|-------|--------|-----|
|               |              | 実績    | 実績    | 実績（見込） |     |
| 基幹相談支援センターの設置 | 令和5年度末までに1箇所 | 未設置   | 未設置   | 未設置    | 未達成 |

## 見込量(障害福祉サービス及び相談支援等)

### (1) 訪問系サービスの見込量

| サービスの種類    | 目標      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|------|--------|
|            |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |        |
| 居宅介護       | 利用人数(人) | 75    | 76  | 75    | 79  | 75    | 77   | 見込を上回る |
|            | 見込量(時間) | 783   | 789 | 783   | 829 | 783   | 840  |        |
| 重度訪問介護     | 利用人数(人) | 1     | 0   | 1     | 1   | 1     | 0    | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 9     | 1   | 9     | 15  | 9     | 0    |        |
| 同行援護       | 利用人数(人) | 27    | 25  | 27    | 25  | 27    | 25   | 見込どおり  |
|            | 見込量(時間) | 137   | 115 | 137   | 138 | 137   | 133  |        |
| 重度障害者等包括支援 | 利用人数(人) | 1     | 0   | 1     | 0   | 1     | 0    | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 150   | 0   | 150   | 0   | 150   | 0    |        |
| 行動援護       | 利用人数(人) | 1     | 1   | 1     | 0   | 1     | 0    | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 4     | 2   | 4     | 1   | 4     | 0    |        |

※各年度末月の数値

### (2) 日中活動系サービスの見込量

| サービスの種類    | 目標      | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
|            |         | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績見込 |        |
| 生活介護       | 利用人数(人) | 412   | 385  | 423   | 375  | 467   | 383  | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 7543  | 7020 | 7745  | 6729 | 8550  | 7045 |        |
| 自立訓練(機能訓練) | 利用人数(人) | 2     | 0    | 2     | 0    | 2     | 0    | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 23    | 0    | 23    | 0    | 23    | 0    |        |
| 自立訓練(生活訓練) | 利用人数(人) | 30    | 18   | 30    | 13   | 30    | 19   | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 454   | 260  | 454   | 163  | 454   | 237  |        |
| 就労移行支援     | 利用人数(人) | 20    | 23   | 20    | 18   | 20    | 15   | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 350   | 410  | 350   | 326  | 350   | 279  |        |
| 就労継続支援(A型) | 利用人数(人) | 260   | 238  | 265   | 224  | 293   | 206  | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 5977  | 5393 | 6092  | 4963 | 6736  | 4336 |        |
| 就労継続支援(B型) | 利用人数(人) | 358   | 308  | 385   | 347  | 412   | 363  | 見込を下回る |
|            | 見込量(時間) | 6572  | 5409 | 7068  | 6066 | 7564  | 6567 |        |
| 就労定着支援     | 利用人数(人) | 3     | 3    | 3     | 4    | 4     | 6    | 見込を上回る |

※各年度末月の数値

| サービスの種類       | 目標          | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果         |
|---------------|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|------|------------|
|               |             | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |            |
| 療養介護          | 利用人数<br>(人) | 60    | 57  | 60    | 57  | 60    | 56   | 見込を<br>下回る |
| 短期入所<br>(福祉型) | 利用人数<br>(人) | 35    | 24  | 35    | 25  | 35    | 29   | 見込を<br>下回る |
|               | 見込量<br>(時間) | 158   | 123 | 158   | 130 | 158   | 132  |            |
| 短期入所<br>(医療型) | 利用人数<br>(人) | 5     | 2   | 5     | 2   | 5     | 3    | 見込を<br>下回る |
|               | 見込量<br>(時間) | 25    | 8   | 25    | 12  | 25    | 16   |            |

※各年度末月の数値

### (3) 居住系サービスの見込量

| サービスの種類 | 目標          | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果         |
|---------|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|------|------------|
|         |             | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |            |
| 共同生活援助  | 利用人数<br>(人) | 235   | 238 | 240   | 243 | 245   | 246  | 見込どおり      |
| 施設入所支援  | 利用人数<br>(人) | 189   | 192 | 184   | 186 | 180   | 185  | 見込を<br>上回る |
| 自立生活援助  | 利用人数<br>(人) | 1     | 0   | 1     | 0   | 1     | 0    | 見込を<br>下回る |

※各年度末月の数値

### (4) 相談支援の見込量

| サービスの種類 | 目標          | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果         |
|---------|-------------|-------|-----|-------|-----|-------|------|------------|
|         |             | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |            |
| 計画相談支援  | 利用人数<br>(人) | 180   | 210 | 180   | 232 | 180   | 255  | 見込を<br>上回る |
| 地域移行支援  | 利用人数<br>(人) | 2     | 0   | 3     | 0   | 4     | 0    | 見込を<br>下回る |
| 地域定着支援  | 利用人数<br>(人) | 2     | 0   | 3     | 0   | 3     | 0    | 見込を<br>下回る |

※各年度末月の数値

(5) 相談支援体制の充実・強化等の活動指標

| サービスの種類                       | 単位 | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------------------------|----|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|                               |    | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 総合的・専門的な相談支援の実施               | 有無 | 無     | 無  | 無     | 無  | 有     | 無    | 見込を下回る |
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 | 件数 | 0     | 0  | 0     | 0  | 11    | 0    | 見込を下回る |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援            | 件数 | 0     | 0  | 0     | 0  | 1     | 0    | 見込を下回る |
| 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数         | 回数 | 0     | 0  | 0     | 0  | 1     | 0    | 見込を下回る |

(6) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 精神障がい者の地域移行サービスの見込量

| サービスの種類 | 単位   | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|---------|------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|         |      | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 地域移行支援  | 利用人数 | 1     | 0  | 1     | 0  | 2     | 2    | 見込どおり  |
| 地域定着支援  | 利用人数 | 1     | 0  | 1     | 0  | 2     | 0    | 見込を下回る |
| 共同生活援助  | 利用人数 | 2     | 0  | 2     | 0  | 2     | 0    | 見込を下回る |
| 自立生活援助  | 利用人数 | 1     | 0  | 1     | 0  | 1     | 0    | 見込を下回る |

※各年度末月の数値

② 精神障がいにも対応した関係機関による協議の場における見込量

| サービスの種類                            | 単位 | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------------------------------|----|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|                                    |    | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催              | 回数 | 2     | 2  | 2     | 2  | 2     | 3    | 見込どおり  |
| 保健、医療、福祉、当事者等の関係者ごとの参加人数           | 人数 | 22    | 32 | 22    | 31 | 22    | 30   | 見込を上回る |
| 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施 | 回数 | 1     | 1  | 1     | 1  | 1     | 1    | 見込どおり  |

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| サービスの種類                    | 目標          | 令和3年度       |    | 令和4年度       |    | 令和5年度       |      | 結果     |
|----------------------------|-------------|-------------|----|-------------|----|-------------|------|--------|
|                            |             | 計画          | 実績 | 計画          | 実績 | 計画          | 実績見込 |        |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用        | 令和5年度末までに6人 | 令和5年度末までに6人 | 6  | 令和5年度末までに6人 | 7  | 令和5年度末までに6人 | 9    | 見込を上回る |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用 | 毎年度1回実施     | 1           | 0  | 1           | 0  | 1           | 0    | 見込を下回る |

見込量(障害児通所支援及び相談支援等)

(1) 障害児通所支援の見込量

| サービスの種類     | 目標      | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
|             |         | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績見込 |        |
| 児童発達支援      | 利用人数(人) | 170   | 202  | 180   | 226  | 190   | 223  | 見込を上回る |
|             | 見込量(時間) | 850   | 994  | 900   | 1201 | 950   | 1195 |        |
| 放課後等デイサービス  | 利用人数(人) | 600   | 646  | 620   | 679  | 640   | 705  | 見込を上回る |
|             | 見込量(時間) | 3180  | 3054 | 3286  | 3155 | 3392  | 3621 |        |
| 保育所等訪問支援    | 利用人数(人) | 5     | 3    | 6     | 4    | 7     | 1    | 見込を下回る |
|             | 見込量(時間) | 10    | 3    | 12    | 6    | 14    | 2    |        |
| 医療型児童発達支援   | 利用人数(人) | 1     | 0    | 1     | 1    | 1     | 2    | 見込を上回る |
|             | 見込量(時間) | 2     | 0    | 2     | 8    | 2     | 8    |        |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用人数(人) | 1     | 0    | 1     | 0    | 1     | 0    | 見込を下回る |
|             | 見込量(時間) | 5     | 0    | 5     | 0    | 5     | 0    |        |

※利用人数(人)は、月間の利用人数(実利用者数)

※各年度末月の数値

※見込量(人日)は、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

(2) 障害児相談支援の見込量

| サービスの種類 | 目標      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果     |
|---------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|------|--------|
|         |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |        |
| 障害児相談支援 | 利用人数(人) | 140   | 192 | 145   | 191 | 150   | 191  | 見込を上回る |

※各年度末月の数値

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

| サービスの種類  | 目標      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果    |
|----------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|-------|
|          |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |       |
| コーディネーター | 配置人数(人) | 0     | 0  | 0     | 0  | 1     | 1    | 見込どおり |

(4) 発達障がい者等に対する支援

| サービスの種類          | 目標      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|                  |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| ペアレントプログラム等の受講人数 | 受講人数(人) | 6     | 0  | 6     | 0  | 6     | 0    | 見込を下回る |
| ペアレントメンターの人数     | 登録人数(人) | 3     | 0  | 3     | 0  | 3     | 0    | 見込を下回る |

(5) 子ども・子育て支援事業に関する提供体制の整備

| サービスの種類     | 目標      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|------|--------|
|             |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |        |
| 保育所         | 受入人数(人) | 111   | 155 | 109   | 168 | 109   | 168  | 見込を上回る |
| 認定こども園      | 受入人数(人) | 21    | 20  | 21    | 33  | 21    | 27   | 見込を上回る |
| 放課後児童健全育成事業 | 受入人数(人) | 113   | 107 | 122   | 104 | 132   | 115  | 見込を下回る |

## 見込量(地域生活支援事業)

### (1) 就労支援セミナー

| サービスの種類   | 単位 | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果    |
|-----------|----|-------|----|-------|----|-------|------|-------|
|           |    | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |       |
| 就労支援セミナー等 | 回数 | 1     | 中止 | 1     | 1  | 1     | 1    | 見込どおり |

### (2) 相談支援事業

| サービスの種類    | 単位 | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------|----|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
|            |    | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績見込 |        |
| 相談支援事業     | 箇所 | 3(2)  | 3(2) | 3(2)  | 3(2) | 3(2)  | 3(2) | 見込どおり  |
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 0     | 0    | 0     | 0    | 1(1)  | 0(0) | 見込を下回る |

※箇所は、圏域での見込数。( )は、八代市内の、見込数。

### (3) 成年後見制度利用促進事業等

| サービスの種類  | 単位       | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|----------|----------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|          |          | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 利用支援事業   | 年間の実利用人数 | 4     | 2  | 5     | 4  | 6     | 4    | 見込を下回る |
| 法人後見支援事業 | 年間の実利用人数 | 1     | 0  | 1     | 0  | 1     | 0    | 見込を下回る |

### (4) 意思疎通支援事業

| サービスの種類           | 単位     | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------------|--------|-------|-----|-------|-----|-------|------|--------|
|                   |        | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |        |
| 手話通訳奉仕員要約筆記者派遣事業  | 年間の延人数 | 640   | 772 | 640   | 698 | 640   | 740  | 見込を上回る |
| 庁舎手話奉仕員設置事業       | 設置の有無  | 有     | 有   | 有     | 有   | 有     | 有    | 見込どおり  |
| 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 | 年間の延人数 | 12    | 1   | 24    | 10  | 36    | 18   | 見込を下回る |

## (5) 日常生活用具給付等

| サービスの種類     | 目標     | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------|--------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
|             |        | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績見込 |        |
| 介護・訓練支援用具   | 年間の延件数 | 6     | 4    | 6     | 3    | 6     | 4    | 見込を下回る |
| 自立生活支援用具    | 年間の延件数 | 11    | 12   | 11    | 10   | 11    | 10   | 見込どおり  |
| 在宅療養等支援用具   | 年間の延件数 | 16    | 21   | 16    | 13   | 16    | 15   | 見込どおり  |
| 排せつ管理支援用具   | 年間の延件数 | 2578  | 2628 | 2578  | 2701 | 2578  | 2750 | 見込を上回る |
| 居宅生活動作援助    | 年間の延件数 | 2     | 2    | 2     | 3    | 2     | 3    | 見込どおり  |
| 情報・意思疎通支援用具 | 年間の延件数 | 65    | 54   | 65    | 53   | 65    | 55   | 見込を下回る |

## (6) 手話奉仕員養成研修事業

| サービスの種類     | 単位      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|-------------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|             |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 年間の受講人数 | 10    | 14 | 10    | 27 | 10    | 16   | 見込を上回る |

## (7) 移動支援事業

| サービスの種類 | 単位      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|---------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|         |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 移動支援事業  | 年間の登録人数 | 13    | 10 | 14    | 8  | 15    | 8    | 見込を下回る |

## (8) 地域生活支援センター機能強化事業

| サービスの種類          | 単位      | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|------|--------|
|                  |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績見込 |        |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 箇所      | 4     | 4   | 4     | 4   | 4     | 4    | 見込を上回る |
|                  | 年間の登録人数 | 450   | 468 | 450   | 484 | 450   | 490  |        |

## (9) 福祉ホーム事業

| サービスの種類 | 目標      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果    |
|---------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|-------|
|         |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |       |
| 福祉ホーム事業 | 年間の登録人数 | 7     | 7  | 7     | 7  | 7     | 7    | 見込どおり |

## (10) 訪問入浴サービス事業

| サービスの種類    | 目標      | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------|---------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|            |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 訪問入浴サービス事業 | 年間の登録人数 | 5     | 5  | 6     | 4  | 7     | 4    | 見込を下回る |

## (11) 日中一時支援事業

| サービスの種類    | 目標       | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      | 結果     |
|------------|----------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
|            |          | 計画    | 実績   | 計画    | 実績   | 計画    | 実績見込 |        |
| 日中短期入所     | 年間の延利用回数 | 350   | 195  | 450   | 144  | 450   | 212  | 見込を下回る |
| 日中短期入所(宿泊) | 年間の延利用回数 | 60    | 0    | 60    | 22   | 60    | 22   | 見込を下回る |
| 障害児タイムケア   | 年間の延利用回数 | 10000 | 9033 | 10000 | 8090 | 10000 | 9416 | 見込を下回る |

## (12) 社会参加支援事業

| サービスの種類         | 目標         | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |      | 結果     |
|-----------------|------------|-------|----|-------|----|-------|------|--------|
|                 |            | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績見込 |        |
| 障がい者スポーツ大会事業    | 開催の有無      | 有     | 中止 | 有     | 中止 | 有     | 有    | 見込どおり  |
| 点字・声の広報等発行事業    | 発行の有無      | 有     | 有  | 有     | 有  | 有     | 有    | 見込どおり  |
| 自動車運転免許取得改造助成事業 | 年間の助成金支給者数 | 3     | 3  | 3     | 4  | 3     | 10   | 見込を上回る |

## ２ 障害福祉サービス、障害児通所支援等の課題整理

前期計画期間における障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の利用実績や、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の達成状況、八代市障がい者等策定・評価委員会での意見から、本市における障害福祉サービス等の課題を整理しました。

### ① 障害福祉サービス

#### ア 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 等）

訪問系サービスの中で、最もサービス利用が多い居宅介護については、利用人数、利用時間ともに横ばいの状況にあります。重度訪問介護、重度障害者包括支援や行動援護について八代圏域にサービスを提供できる事業所がなく、利用は計画を下回っています。重度障害者等障がいのある人の自立に向け、必要なサービスの利用が制限されることがないように、ニーズに応じたサービス提供体制を確保するとともに、適切なサービス利用を促進する必要があります。

#### イ 日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型 等）

就労継続支援Ｂ型については、障がいのある人の就労意欲の向上（一部低下）や事業所整備が進んだこともあり、利用人数、利用時間ともに増加傾向にあります。

主な理由として、利用者本人の高齢化や身体機能の低下、Ａ型事業所の廃止や定員減に伴い、生活介護又はＡ型からＢ型へ移行することが挙げられます。

Ｂ型の利用者が増加傾向にある一方で、Ａ型や就労移行支援については、事業の廃止や利用定員を削減する事業所もあり、ここ数年、利用人数は減少傾向となっています。

また、療養介護については、受入人数（病床数）に限りがあることから、利用のニーズはあってもサービス利用に繋がらないことがあります。

#### ウ 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援 等）

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所や長期入院等からの地域移行における生活の場として重要なサービスであり、障がいのある人自身の生活力の向上等を目的としての重要な受け皿となっています。なお、国が示す総量規制の対象外であることから事業所の増加も顕著となっており、このことに比例し、利用人数も増えています。本市においては、第６期までは包括型と外部サービス利用型の２種類が整備されていましたが、近年の支援の多様性から、短期入所を併設した日中サービス支援型の整備が進んでおり、本市にも日中サービス支援型のグループホームができています。施設入所等からの地域移行において、日中サービス支援型の有する機能の役割に期待されます。

一方で、施設入所支援については依然として利用ニーズも高く、令和５年１１月末現在で、待機者が８２人存在します。

知的障がい者、精神障がい者の利用が増加している中、利用者的高齢化に伴い支援ニーズが複雑化している状況もあり、医療機関等との更なる連携が重要となっています。

#### エ 指定特定相談支援

相談ケースも複雑化・多様化する中で増加傾向にあることから、１件に要する時

間も長期化する場合もあるなど、相談窓口等の拡充等が求められています。

また、相談の多様化もあり、相談支援専門員の人材育成が必要です。

このため、引き続き、指定特定相談支援事業所の新規開設や計画相談支援専門員の増員等について、関係法人への働きかけを継続するとともに、基幹相談支援センターを中心とした、地域の相談支援体制の強化の取組が必要です。

## ② 障害児通所支援

### ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等

児童発達支援と放課後等デイサービスともに、サービス利用人数、利用時間ともに年々増加傾向にあります。障害児通所事業所の新たな開設はあるものの、利用人数の増加に追いついておらず、一部の事業所では新規の利用の受け入れが困難であったり、希望どおりに利用ができなかったりする状況にあります。

なお、本市においては、一律に「当該月の日数－8日」の支給決定を行うのではなく、「八代市上限支給量指標」を設定し、サービス支給量の決定を行っておりますが、いずれのサービスも支給量の増加（利用日数の増加）を求める意見が、障がいのある児童等の保護者や事業所から寄せられています。

また、保育所等訪問支援の利用者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数の0.42%に留まっています。

必要なサービスを必要な時に利用できるようにするためには、行政と関係機関で情報を共有し、事業所の新規開設や定員増について調整を図って行くことが必要であり、事業所のサービスの質を確保するためには、事業所において人材育成の機会を捉えることが重要です。

さらに、保護者への支援として、障がいのある児童等に対する家庭内での関わり方や効果的な支援の方法などについて、児童発達支援センターや関係機関との連携により、引き続き、学びの機会を整える必要があります。

### イ 障害児相談支援

計画相談支援専門員不足から、サービス利用開始までに時間がかかる場合があります。

第6期の最終年度（令和5年度）においては、1箇所の事業所が休止したため、保護者がサービス利用計画を作成する「セルフプラン」への変更を余儀なくされたケースも生じています。このため、引き続き、障害児相談支援事業所の新規開設や計画相談支援専門員の増員等について、関係法人への働きかけを継続する必要があります。

## ③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、おおむね計画どおりに推移しており、中でも、基幹相談支援センターを令和6年4月から稼働することで、重層的な相談支援体制の構築が期待されます。

今後も、協議会等を活用し、ニーズの把握や、新たなサービスの検討等を行う必要があります。

## 第4章 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等への課題に対応するため、以下に掲げる事項について成果目標を設定します。

なお、成果目標は、「国の基本指針」を踏まえるとともに、前期計画の実績及び地域の実情等を勘案し設定します。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4年度末の施設入所者数を基準として、令和8年度末時点において、地域生活に移行する人数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値についても設定します。

#### 《国・県の基本指針》

- (1) 地域移行者数：令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6.0%以上を地域生活へ移行する。
- (2) 施設入所者数：令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数を5.0%以上削減する。

#### (1) 福祉施設入所者から地域生活への移行者数

令和4年度末の福祉施設入所者186人のうち、令和8年度末時点までに6.5%に相当する12人を地域生活へ移行します。

| 基準値（令和4年度末） | 基本指針   | 目標値（令和8年度末） |
|-------------|--------|-------------|
| 186人        | 6.0%以上 | 12人         |

#### (2) 福祉施設入所者数の削減数

令和4年度末の福祉施設入所者186人のうち、令和8年度末時点までに5.4%以上に相当する10人を削減します。

| 基準値（令和4年度末） | 基本指針   | 目標値（令和8年度末） | 施設入所者（令和8年度末） |
|-------------|--------|-------------|---------------|
| 186人        | 5.0%以上 | 10人         | 176人          |

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、障害福祉等による包括的な支援体制を推進していくため、協議の場に関する目標値を設定します。なお、この項目については、熊本県が設定し、市町村は設定しません。

《国・県の基本指針》

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数：  
令和8年度における、精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- (2) 精神病床における一年以上の長期入院患者数：  
令和8年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数及び65歳未満の一年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- (3) 精神病床における早期退院率：  
令和8年度における目標値として、次を基本とする。
- ① 入院後3か月時点の退院率を68.9%以上
  - ② 入院後6か月時点の退院率を84.5%以上
  - ③ 入院後1年時点の退院率を90.0%以上

### 3 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点の機能の充実を図るため、年間1回以上の運用状況の検証・検討を行います。また、令和8年度末までにコーディネーターを配置することで、効果的な支援体制の構築を図ります。

強度行動障害を有する障がい者については、必要な支援のニーズを把握し、支援体制の整備に努めます。

《国・県の基本指針》

令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する。また、年間1回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証・検討する。

令和8年度末までに強度行動障害を有する障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

| 基本指針                  | 令和8年度末        |
|-----------------------|---------------|
| 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備 | 整備（令和3年度に整備済） |
| 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置  | 配置            |
| 地域生活支援拠点等の検証・検討       | 実施            |
| 強度行動障害を有する者への支援体制の整備  | 整備            |

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する人数について、目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業種別ごとの就労移行率に係る目標値を設定します。さらに、就労定着率の促進を図るため、就労定着支援事業の利用に関する目標値を設定します。

### 《国・県の基本指針》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する人数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上を基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の1.28倍以上を目指す。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度中に、17人を福祉施設から一般就労に移行します。内訳として、就労移行支援を5人、就労継続支援A型を8人、就労継続支援B型を2人、その他2人とします。

| 基本指針            | 令和3年度実績 | 令和8年度中 |
|-----------------|---------|--------|
| 令和3年度実績の1.28倍以上 | 4人      | 17人    |

| 基本指針                                        |                 | 令和3年度実績 | 令和8年度中 |
|---------------------------------------------|-----------------|---------|--------|
| 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所（新規） | 就労移行支援事業所の5割以上  |         | 5割以上   |
| 就労移行支援                                      | 令和3年度実績の1.31倍以上 | 1人      | 5人     |
| 就労継続支援A型                                    | 令和3年度実績の1.29倍以上 | 3人      | 8人     |
| 就労継続支援B型                                    | 令和3年度実績の1.28倍以上 | 0人      | 2人     |

(2) 就労定着支援事業の利用者数等

令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数を7人とします。

| 基本指針                                    |         | 令和3年度実績 | 令和8年度中           |
|-----------------------------------------|---------|---------|------------------|
| 就労定着支援事業                                | 1.41倍以上 | 3人／年間   | 7人／年間<br>(2.33倍) |
| 就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所 | 2割5分以上  |         | 2割5分以上           |

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童等の発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、本市においては、児童発達支援センターを地域における障がいのある児童等への支援の拠点と位置付け、保健、医療、保育、教育等の関係機関との更なる連携による支援体制の充実に努めます。

《国・県の基本指針》

- (1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを市町村又は圏域に1箇所以上設置する。
- (2) 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。
- (3) 令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- (4) 令和8年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置及びコーディネーターを配置する。

| 基本指針                                                            | 令和8年度末                             |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 児童発達支援センターの設置                                                   | 1箇所<br>(令和元年度に圏域で設置済)              |
| 保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築                 | 構築済（児童発達支援センター等との連携による）            |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上を確保する | 1箇所（圏域で確保済）                        |
| 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置及びコーディネーターを配置する                       | 協議の場（設置済）<br>コーディネーター1人配置<br>(配置済) |

## 6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを中心としての、一般相談支援事業所や指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所と連携した重層的相談支援体制の構築と充実に努めます。

### 《国・県の基本指針》

- (1) 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- (2) 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

| 基本指針      | 令和8年度末                      |
|-----------|-----------------------------|
| 相談支援体制の確保 | 確保済<br>(令和6年度に基幹相談支援センター設置) |
| 協議会の体制確保  | 確保済                         |

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を図ります。

### 《国・県の指針》

- (1) 令和8年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための体制を構築する。

| 基本指針                     | 令和8年度末 |
|--------------------------|--------|
| 障害福祉サービス等の質を向上するための体制の確保 | 確保     |

## 第5章 活動指標（障害福祉サービス及び計画相談支援等）

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業に関して、サービス及び事業の見込量を「活動指標」として設定し、定期的な状況確認を行います。

障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」で構成されており、在宅生活を支える「訪問系サービス」、日中の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、住まいの場や夜間における支援を提供する「居住系サービス」に分けられます。

### 1 訪問系サービス

| サービス名      | サービスの内容                                                                  | 利用可能な障害支援区分           |
|------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 居宅介護       | ＜身体介護＞<br>自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。<br>＜家事援助＞<br>自宅で、調理、洗濯、買い物等の家事等を行います。 | 区分1以上                 |
| 重度訪問介護     | 重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。                  | 区分4以上で、一定の条件に該当する人    |
| 同行援護       | 視覚障がいにより外出が困難な人に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います。                         | 同行援護に関する調査で必要性が認められる人 |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な人であって、特に必要性が高いと認められる人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。                 | 区分6で、一定の条件に該当する人      |
| 行動援護       | 知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際に必要な介助や外出支援を行います。               | 区分3以上で、一定の条件に該当する人    |

#### 【見込量算出の考え方】

これまでの障害福祉サービスの利用実績や障がい者手帳所持者数の推移等を基に利用人数を見込み、利用人数に一人当たりの平均利用時間を乗じて見込量を算定しています。

#### 【見込量確保の方策】

訪問系サービスは、障がいのある人の在宅生活を支える上で中心的な役割を担うもの

であることから、重度化や高齢化などの多様な支援ニーズに応えられるようサービス提供体制の確保に努めます。

また、他法優先の原則においても、個別の事情を勘案し、在宅生活に支障がないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

| サービス       | 単位      | 第6期実績 |     |       | 第7期見込量 |     |     |
|------------|---------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|            |         | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 居宅介護       | 利用人数（人） | 76    | 79  | 77    | 78     | 79  | 80  |
|            | 見込量（時間） | 789   | 829 | 840   | 814    | 824 | 834 |
| 重度訪問介護     | 利用人数（人） | 0     | 1   | 0     | 1      | 1   | 1   |
|            | 見込量（時間） | 1     | 15  | 0     | 73     | 73  | 73  |
| 同行援護       | 利用人数（人） | 25    | 25  | 25    | 23     | 23  | 23  |
|            | 見込量（時間） | 115   | 138 | 133   | 115    | 115 | 115 |
| 重度障害者等包括支援 | 利用人数（人） | 0     | 0   | 0     | 1      | 1   | 1   |
|            | 見込量（時間） | 0     | 0   | 0     | 240    | 240 | 240 |
| 行動援護       | 利用人数（人） | 1     | 0   | 0     | 2      | 2   | 2   |
|            | 見込量（時間） | 2     | 1   | 0     | 8      | 8   | 8   |

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

※数値は、各年度末の数値

※見込量（時間）は、月間のサービス提供時間

## 2 日中活動系サービス

| サービス名      | サービスの内容                                                                                                                | 利用可能な障害支援区分                                  |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 生活介護       | 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。                                                                            | 区分3（施設入所者は、区分4）以上<br>50歳以上は、区分2（施設入所者は区分3）以上 |
| 自立訓練       | <機能訓練><br>身体機能の向上のために必要な訓練を行います。<br><生活訓練><br>生活能力の向上のために必要な訓練を行います。<br><宿泊型><br>夜間や休日に居室等の設備を使い、家事等の日常生活能力向上の訓練を行います。 | 障害支援区分は問いません。                                |
| 就労選択支援（新規） | 令和7年度から開始される新しいサービスで、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援し                          | 障害支援区分は問いません。                                |

|                   |                                                                                                              |                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|                   | ます。<br>ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施します。（障害者雇用促進法）。                                              |                    |
| 就労移行支援            | 就労を希望する人に、一定の期間において、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。                                                             | 障害支援区分は問いません。      |
| 就労継続支援<br>（A型・B型） | 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。<br>雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばずに利用する「B型」があります。 | 障害支援区分は問いません。      |
| 就労定着支援            | 自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所での就労継続を図るため、企業、サービス事業所との連絡調整や日常生活等の相談・助言等を行います。                                      | 障害支援区分は問いません。      |
| 療養介護              | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。                                           | 区分5以上で、一定の条件に該当する人 |
| 短期入所              | 自宅で介護を行う人が病気等の場合に、短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行います。                                                        | 区分1 以上             |

### 【見込量算出の考え方】

これまでの利用実績や施設入所等からの地域移行、特別支援学校等からの進路動向や事業所の新規開設等を勘案したうえで利用人数を見込み、その利用人数に一人当たりの平均利用日数を乗じて見込量を算定しています。

### 【見込量確保の方策】

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中の居場所づくりや就労など、地域での自立した日常生活を送るために欠かせないものです。今後は、地域移行の進展に伴い、利用のニーズは一層高まることが予想され、多様な利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

特に就労支援においては、利用者に支払う工賃や安定的な仕事量の確保が不可欠であり、本市では引き続き、「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等への受注の機会の拡大を図ります。

また、協議会、企業、関係機関等との連携を図り、障がい者就労支援セミナー等を通じて、障がいの理解促進や障がい特性に配慮した雇用の場の確保についての啓発等を行い、

雇用の確保と定着を支援します。

加えて、介護保険優先の原則においても、個別の事情を勘案し、障がいのある人等の生活に支障がないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

| サービス           | 単位      | 第6期実績 |      |       | 第7期見込量 |      |      |
|----------------|---------|-------|------|-------|--------|------|------|
|                |         | R3    | R4   | R5 見込 | R6     | R7   | R8   |
| 生活介護           | 利用人数（人） | 385   | 375  | 383   | 390    | 400  | 410  |
|                | 見込量（人日） | 7020  | 6729 | 7045  | 7020   | 7200 | 7380 |
| 自立訓練<br>（機能）   | 利用人数（人） | 0     | 0    | 0     | 2      | 2    | 2    |
|                | 見込量（人日） | 0     | 0    | 0     | 23     | 23   | 23   |
| 自立訓練<br>（生活）   | 利用人数（人） | 18    | 13   | 19    | 21     | 21   | 21   |
|                | 見込量（人日） | 260   | 163  | 237   | 318    | 318  | 318  |
| 就労選択<br>支援(新規) | 利用人数（人） |       |      |       | 0      | 4    | 4    |
| 就労移行<br>支援     | 利用人数（人） | 23    | 18   | 15    | 15     | 15   | 15   |
|                | 見込量（人日） | 410   | 326  | 279   | 279    | 279  | 279  |
| 就労継続<br>（A型）   | 利用人数（人） | 238   | 224  | 206   | 220    | 230  | 240  |
|                | 見込量（人日） | 5393  | 4963 | 4336  | 4838   | 5058 | 5278 |
| 就労継続<br>（B型）   | 利用人数（人） | 308   | 347  | 363   | 396    | 408  | 420  |
|                | 見込量（人日） | 5409  | 6066 | 6567  | 7128   | 7344 | 7560 |
| 就労定着           | 利用人数（人） | 3     | 4    | 6     | 6      | 7    | 7    |
| 療養介護           | 利用人数（人） | 57    | 57   | 56    | 57     | 57   | 57   |
| 短期入所<br>（福祉）   | 利用人数（人） | 24    | 25   | 29    | 26     | 26   | 26   |
|                | 見込量（人日） | 123   | 130  | 132   | 128    | 128  | 128  |
| 短期入所<br>（医療）   | 利用人数（人） | 2     | 2    | 3     | 3      | 3    | 3    |
|                | 見込量（人日） | 8     | 12   | 16    | 15     | 15   | 15   |

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

※数値は、各年度末の数値

※見込量（人日）は、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

### 3 居住系サービス

| サービス名               | サービスの内容                                   | 利用可能な障害支援区分              |
|---------------------|-------------------------------------------|--------------------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 共同生活の場で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 | サービス内容により、区分が必要な場合があります。 |
| 施設入所支援              | 施設入所の人に、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。               | 区分4（50歳以上は区分3）以上の人       |
| 自立生活援助              | 自宅で日常生活を営むための訪問や相談等の環境整備に必要な援助を行います。      | 障害支援区分は問いません。            |

#### 【見込量算出の考え方】

共同生活援助については、これまでの利用者数の推移及び入所・入院からの地域移行並びに利用者ニーズと新規事業所の開設等を勘案し、利用人数を見込んでいます。施設入所については、継続して待機者が存在する状況にあります。国の指針にある「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設入所者数の削減」の成果目標を勘案し、地域の実情に応じて利用人数を見込んでいます。

#### 【見込量確保の方策】

共同生活援助は、障がいのある人の地域での安心した暮らしや自立を支えるための重要なサービスであり、今後は、施設入所や長期入院等からの地域移行における重要な受け皿となるグループホームの役割は大きく、新規参入の意向がある事業者もあります。

このため、施設整備の促進を図るなど、利用ニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

また、施設入所支援については、地域生活への移行等もありますが、施設入所のニーズは依然として高い状況にあることから、利用ニーズにあったサービスが提供されるよう事業所の確保に努めます。

| サービス                        | 単位      | 第6期実績 |     |       | 第7期見込量 |     |     |
|-----------------------------|---------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|                             |         | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 共同生活援助                      | 利用人数（人） | 238   | 243 | 246   | 267    | 272 | 277 |
| 上記のうち、<br>重度障がい者の<br>利用（新規） | 利用人数（人） |       |     |       | 10     | 11  | 12  |
| 施設入所支援                      | 利用人数（人） | 192   | 186 | 185   | 185    | 181 | 176 |
| 自立生活援助                      | 利用人数（人） | 0     | 0   | 0     | 1      | 1   | 1   |

※数値は、各年度末の数値

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

## 4 相談支援

| サービス名  | サービスの内容                                                                                                                                                                                                                       | 利用可能な障害支援区分   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 計画相談支援 | 支給決定の前に、障がいのある人、又は障がいのある児童等が対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画（案）を作成します。（サービス利用支援）<br>また、一定期間ごとに、サービスの利用状況の検証や計画の見直し（モニタリング）、サービス提供事業所との連絡調整、支給決定や支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。（継続サービス利用支援） | 障害支援区分は問いません。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設等に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。                                                                                                            | 障害支援区分は問いません。 |
| 地域定着支援 | 自宅で、単身等で生活する障がいのある人に、夜間を含む緊急時における連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。                                                                                                                                                             | 障害支援区分は問いません。 |

### 【見込量算出の考え方】

これまでの利用実績や新規利用者数及び新規事業所の開設などを勘案し、利用人数を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

専門的な支援による適切なサービス利用につながるよう、相談支援事業所の確保を行うとともに、計画相談の必要性を啓発し、サービス等利用計画の利用促進を図ります。

また、個々のニーズに応じた適切なサービス等利用計画の作成につなげるため、各種研修の受講を促し、相談員の質の向上を図ります。

| サービス       | 単位      | 第6期実績 |     |       | 第7期見込量 |     |     |
|------------|---------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|            |         | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 計画相談<br>支援 | 利用人数（人） | 210   | 232 | 255   | 268    | 281 | 295 |
| 地域移行<br>支援 | 利用人数（人） | 0     | 0   | 2     | 1      | 2   | 4   |
| 地域定着<br>支援 | 利用人数（人） | 0     | 0   | 0     | 1      | 1   | 1   |

※数値は、各年度末の数値

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

## 5 地域生活支援拠点等

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

### 【見込量算出の考え方】

令和8年度末までに、コーディネーターの配置や支援体制の確保を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

コーディネーターの配置及び強度行動障害を有する障がい者への支援については、基幹相談支援センターの活用を検討します。

| 項 目              | 令和6年度     | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|-----------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点の整備      | 令和3年度に整備済 |       |       |
| コーディネーターの配置      | 0人        | 0人    | 1人    |
| 運用状況の検証・検討       | 1回／年間     | 1回／年間 | 1回／年間 |
| 強度行動障害への支援体制（新規） | 無         | 無     | 有     |

## 6 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や支援方法を身につけるための支援体制の充実を図ります。

### 【見込量算出の考え方】

令和7年度からペアレントプログラムを氷川町と共同で、年間を通じて1講座計6回行います。ペアレントプログラムの受講者数は、1回あたりの適切な受講者数をもとに見込んでいます。ペアレントトレーニングは、ペアレントプログラムの受講者が一定数増えた段階で実施します。

### 【見込量確保の方策】

熊本県南部発達障がい者支援センターわるつ等と連携して、研修の実施やピアサポート活動の実施に努めます。

| 名称                                                 | 単位 | 第6期実績 |    |       | 第7期見込量 |    |    |
|----------------------------------------------------|----|-------|----|-------|--------|----|----|
|                                                    |    | R3    | R4 | R5 見込 | R6     | R7 | R8 |
| ペアレントプログラム <sup>2</sup> 開催回数                       | 回数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 6  | 6  |
| 上の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）                             | 人数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 6  | 6  |
| ペアレントトレーニング <sup>3</sup> 開催回数                      | 回数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 0  | 0  |
| 上の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）                             | 人数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 0  | 0  |
| ペアレントメンター <sup>4</sup> 等を活用したピアサポート活動 <sup>5</sup> | 回数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 1  | 1  |
| 上の参加人数                                             | 人数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 6  | 9  |

## 7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

### <sup>2</sup> ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされています。

### <sup>3</sup> ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

### <sup>4</sup> ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験をいかし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、発達障がい者支援センターが行うペアレントメンター養成研修を経て活動します。

### <sup>5</sup> ピアサポート活動

同じような悩みを持つ人たち同士で支え合う活動のことをいい、従来の「支援する・される」の関係ではない、「当事者による当事者のための活動」のことをいいます。

### 【見込量算出の考え方】

精神障がい者の地域移行サービスについては、市内精神科病院と指定特定相談支援事業所等が参画する協議会による活動において、長期入院患者等の地域移行を目指し取り組みます。

また、精神障がいにも対応した関係機関による協議の場については、協議会（全体会）において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を検討します。

### 【見込量確保の方策】

協議会（全体会）及び地域移行支援部会において、これまで同様に、医療、保健、相談等の関係機関が連携し、地域生活への段階的な移行やシステム構築を図ります。

#### （１）保健、医療、障害福祉等の関係者による協議の場の開催回数

保健、医療、障害福祉等の関係者による協議の場（協議会地域移行支援部会。以下「地域移行支援部会」という。）を通じて、更なる支援体制の充実と地域移行を目指し、年間３回開催します。

| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
|-------|-------|-------|
| ３回／年間 | ３回／年間 | ３回／年間 |

#### （２）保健、医療、障害福祉、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

精神障がいのある人が長期入院等から地域生活へ移行するため、必要となる障害福祉サービス等の協議の場（地域移行支援部会）への参加人数を１回１２人とします。

| 令和６年度  | 令和７年度  | 令和８年度  |
|--------|--------|--------|
| ３６人／年間 | ３６人／年間 | ３６人／年間 |

#### （３）保健、医療、障害福祉等の関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療、障害福祉関係者による協議の場を通じて、包括的な連携による支援体制を強化するため、協議の場（地域支援部会）における目標設定及び評価の実施回数を年間１回とします。

| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
|-------|-------|-------|
| １回／年間 | １回／年間 | １回／年間 |

#### （４）精神障がいのある人の地域移行支援、共同生活援助、地域定着支援、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者数

精神障がいのある人の地域移行や地域定着等に関し、障害福祉サービスの利用が見込まれる利用者数の見込みを設定します。

| 項 目                | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 地域移行支援             | 1人    | 2人    | 4人    |
| 共同生活援助             | 1人    | 1人    | 2人    |
| 地域定着支援             | 1人    | 1人    | 2人    |
| 自立生活援助             | 0人    | 1人    | 2人    |
| 自立訓練（生活訓練）<br>（新規） | 0人    | 1人    | 2人    |

※数値は、各年度末の数値

## 8 相談支援体制の充実・強化等

本市においては、令和6年4月1日に基幹相談支援センターを八代圏域に1か所設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として、障がい当事者等からの相談のみならず、八代圏域における相談支援事業者への指導・助言等を行います。

障害者差別解消推進条例の施行など、地域共生社会の実現に向け、機運が高まっているところであり、今後相談のニーズの増加、その内容の多岐化が見込まれます。

基幹相談支援センターを中心とした八代圏域の相談支援体制の強化を目指していきます。

### 【見込量算出の考え方】

基幹相談支援センターによる取組予定件数や協議会の開催件数等を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。また、協議会において、地域サービスの基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための体制を確保します。

| 基本指針                                       | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターの設置の有無（新規）                       | 有無 | 有     | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言 | 件数 | 24    | 24    | 24    |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数          | 件数 | 15    | 15    | 15    |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施           | 回数 | 23    | 23    | 23    |

| 基本指針                                     | 単位 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターによる<br>個別事例の支援内容の<br>検証の実施（新規） | 回数 | 12    | 12    | 12    |
| 基幹相談支援センターにおけ<br>る主任相談支援専門員の配置<br>（新規）   | 人  | 1     | 1     | 1     |
| 協議会における相談支援事業<br>所の参画による事例検討実施<br>（新規）   | 回数 | 0     | 1     | 1     |
| 協議会における相談支援事業<br>所の参加事業者・機関（新規）          | 箇所 | 4     | 5     | 5     |
| 協議会の専門部会の設置<br>（新規）                      | 箇所 | 5     | 5     | 5     |
| 協議会の専門部会の実施<br>（新規）                      | 回数 | 25    | 25    | 25    |

## 9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障害福祉サービス等の質の向上が必要です。

本市においては、県が行う研修会に職員が参加することや、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、結果について事業所等と適宜共有する機会を設けていくことで、本市における障害福祉サービス等の質の向上を図っていきます。

### 【見込量算出の考え方】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込みます。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用することで、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築するとともに、情報の共有を図ります

### 【見込量確保の方策】

県が行う研修へ積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。

審査結果の分析及び結果の共有については、他自治体の取組を参考にしながら、事業者への集団指導等による実施を検討します。

| 項 目                | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 県実施の研修参加           | 8人／年間 | 8人／年間 | 8人／年間 |
| システム等による審査結果の分析・活用 | 無     | 無     | 有     |
| 体制構築と情報共有          | ---   | ---   | 1回／年間 |

## 第6章 活動指標（障害児通所支援及び障害児相談支援）

児童福祉法に基づき、障がいのある児童等を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流などを支援する事業や医療的ケアを必要とする児童への支援、それらの支援の利用を援助する障害児相談支援を行うものです。

### 1 障害児通所支援

| サービス名       | サービスの内容                                                                                       | 対象児童                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。                                                | 未就学の障がいのある児童等         |
| 医療型児童発達支援   | 運動機能の遅れに対し、医学的な訓練を中心とした支援を行います。                                                               | 医学的管理が必要な未就学の障がいのある児童 |
| 放課後等デイサービス  | 放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。                                      | 就学している障がいのある児童等       |
| 保育所等訪問支援    | 他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。                                                        | 就学・就園している障がいのある児童等    |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等のため、障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 | 18歳未満の障がいのある児童        |

#### 【見込量算出の考え方】

これまでの利用実績や新規事業所の開設などを勘案し、利用人数を見込み、その利用人数に一人当たりの平均利用日数を乗じて見込量を算定しています。

#### 【見込量確保の方策】

障がいのある児童等の就学前から卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があり、また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実が求められています。

中でも、児童発達支援及び放課後等デイサービスは、児童福祉法の改正を受け、サービス提供の量的な拡大が図られましたが、今後はサービスの質の確保に努めながら、増加する利用ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

また、保育所等訪問支援については、事業の周知に努め、利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

| サービス        | 単位      | 第2期実績 |      |       | 第3期見込量 |      |      |
|-------------|---------|-------|------|-------|--------|------|------|
|             |         | R3    | R4   | R5 見込 | R6     | R7   | R8   |
| 児童発達支援      | 利用人数（人） | 202   | 226  | 223   | 233    | 244  | 257  |
|             | 見込量（人日） | 994   | 1201 | 1195  | 1282   | 1708 | 1799 |
| 放課後等デイサービス  | 利用人数（人） | 646   | 679  | 705   | 730    | 759  | 789  |
|             | 見込量（人日） | 3054  | 3155 | 3621  | 3723   | 5313 | 5523 |
| 保育所等訪問支援    | 利用人数（人） | 3     | 4    | 1     | 5      | 6    | 6    |
|             | 見込量（人日） | 3     | 6    | 2     | 10     | 12   | 12   |
| 医療型児童発達支援   | 利用人数（人） | 0     | 1    | 2     | 3      | 3    | 3    |
|             | 見込量（人日） | 0     | 8    | 8     | 15     | 15   | 15   |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用人数（人） | 0     | 0    | 0     | 1      | 1    | 1    |
|             | 見込量（人日） | 0     | 0    | 0     | 5      | 5    | 5    |

※数値は、各年度末の数値

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

※見込量（人日）は、「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

## 2 障害児相談支援

| サービス名   | サービスの内容                                                                                                                                                                                                                       | 対象児童            |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 障害児相談支援 | サービス支給決定の前に、障がいのある児童等が対象となる児童発達支援、放課後等デイサービス等を適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画（案）を作成します。（サービス利用支援）<br>また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直し（モニタリング）、サービス提供事業所等との連絡調整、支給決定や支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。（継続サービス利用支援） | 18歳未満の障がいのある児童等 |

### 【見込量算出の考え方】

これまでの利用実績や新規事業所の開設等を勘案し、利用人数を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

障がいのある児童等の特性に応じた包括的で一貫性のある支援が受けられるよう、保健、医療、障害児通所支援事業所、保育、教育等が連携を図るとともに、適切な支援が提供されるようサービスの確保に努めます。

| サービス        | 単位          | 第2期実績 |     |       | 第3期見込量 |     |     |
|-------------|-------------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|             |             | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 障害児<br>相談支援 | 利用人数<br>(人) | 192   | 191 | 191   | 201    | 210 | 219 |

※数値は、各年度末の数値

※利用人数（人）は、月間の利用人数（実利用者数）

### 3 子ども・子育て支援事業に関する提供体制の整備

#### 【見込量算出の考え方】

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童等の受入人数については、これまでの受入人数の推移等を勘案し見込んでいます。

#### 【見込量確保の方策】

障害児通所支援事業のメニューの一つである、保育所等訪問支援による障がいのある児童等の保育所等での受入促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により、障がいのある児童等の支援の体制づくりに取り組むとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

| サービス             | 単位          | 第2期実績 |     |       | 第3期見込量 |     |     |
|------------------|-------------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|                  |             | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 保育所              | 利用人数<br>(人) | 155   | 168 | 168   | 177    | 187 | 198 |
| 認定こども園           | 利用人数<br>(人) | 20    | 33  | 27    | 29     | 31  | 33  |
| 放課後等児童<br>健全育成事業 | 利用人数<br>(人) | 107   | 104 | 115   | 127    | 127 | 127 |

## 第7章 活動指標（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、障がいのある人等の地域における自立した日常生活や社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態により、市町村が実施主体となって取り組むもので、必須事業と任意事業により構成されています。

なお、令和6年4月からは、必須事業の相談支援事業において、基幹相談支援センターを開設し、圏域における相談支援体制の強化を図ります。

### 1 地域生活支援事業の種類

| 必須事業                                                                                                                                                                                                                                                           | 任意事業                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業<br>(2) 相談支援事業<br>① 障害者相談支援事業<br>② 基幹相談支援センター事業<br>(3) 成年後見制度利用支援・法人後見支援事業<br>(4) 意思疎通支援事業<br>① 手話奉仕員派遣事業<br>② 要約筆記奉仕員派遣事業<br>③ 庁舎内手話奉仕員設置事業<br>④ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業<br>(5) 日常生活用具給付等事業<br>(6) 手話奉仕員養成研修事業<br>(7) 移動支援事業<br>(8) 地域活動支援センター機能強化事業 | (9) 日常生活支援<br>① 福祉ホーム事業<br>② 訪問入浴サービス事業<br>③ 日中一時支援事業<br>・日中短期入所<br>・障がい児タイムケア<br>(10) 社会参加支援<br>① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業<br>② 点字・声の広報等発行事業<br>③ 自動車運転免許取得・改造助成事業 |

## 2 地域生活支援事業

### 【見込量算出の考え方】

これまでの利用実績を勘案し、利用人数等を見込んでいます。

### 【見込量確保の方策】

障がいのある人等の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、事業の継続及び地域の実情に応じた見直しを図るとともに、新たなサービスについて検討を行うなど、地域生活支援事業の充実に努めます。

### （１）理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいのある人等の就労の機会を確保するため、関係機関との連携を図りながら、就労支援セミナーを開催し、障がいへの理解を深めるとともに、就労の機会の確保を図ります。

| 名称       | 単位 | 第6期実績 |    |    | 第7期見込量 |    |    |
|----------|----|-------|----|----|--------|----|----|
|          |    | R3    | R4 | R5 | R6     | R7 | R8 |
| 就労支援セミナー | 回数 | 中止    | 1  | 1  | 1      | 1  | 1  |

※R3年度は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から開催を中止しています。

### （２）相談支援事業（必須事業）

障がいのある人等の福祉に関する問題などの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、基幹相談支援センターを開設したことにより、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るとともに、各相談支援事業所間の連携・機能促進を図ります。さらには、サービス提供事業所や行政機関等と連携し体制の充実に努めます。

| 名称         | 単位 | 第6期実績 |    |    | 第7期見込量 |    |    |
|------------|----|-------|----|----|--------|----|----|
|            |    | R3    | R4 | R5 | R6     | R7 | R8 |
| 相談支援事業     | 箇所 | 3     | 3  | 3  | 3      | 4  | 4  |
| 基幹相談支援センター | 箇所 | 0     | 0  | 0  | 1      | 1  | 1  |

※箇所は、八代圏域での見込数

### （３）成年後見制度利用支援事業・法人後見支援事業（必須事業）

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するなど、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）の制定を受け、本市では、八代市成年後見制度利用促進計画を定めています。今後、この制度の利用増加も見込まれることから、成年後見人等の担い手の確保を図るため、法人に対しての後方支援を行います。

| 名称           | 単位               | 第6期実績 |    |       | 第7期見込量 |    |    |
|--------------|------------------|-------|----|-------|--------|----|----|
|              |                  | R3    | R4 | R5 見込 | R6     | R7 | R8 |
| 利用支援事業       | 年間の<br>実利用<br>人数 | 2     | 4  | 4     | 4      | 5  | 6  |
| 法人後見支援<br>事業 | 年間の<br>実利用<br>人数 | 0     | 0  | 0     | 0      | 0  | 1  |

#### （４）意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語、音声、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人を対象に、意思疎通支援者を派遣します。また、本庁舎内に手話奉仕員を配置し、案内や手続きなどの支援を行います。

| 名称                            | 単位         | 第6期実績 |     |       | 第7期見込量 |     |     |
|-------------------------------|------------|-------|-----|-------|--------|-----|-----|
|                               |            | R3    | R4  | R5 見込 | R6     | R7  | R8  |
| 手話奉仕員<br>派遣事業                 | 年間の<br>延人数 | 772   | 698 | 740   | 750    | 750 | 750 |
| 庁舎内手話<br>奉仕員設置<br>事業          | 設置の<br>有無  | 有     | 有   | 有     | 有      | 有   | 有   |
| 失語症者向<br>け意思疎通<br>支援者派遣<br>事業 | 年間の<br>延人数 | 1     | 10  | 18    | 20     | 22  | 25  |

### (5) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活を営むことに著しく支障のある障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付や貸与、住宅改修費を給付します。

| 名称                  | 単位          | 第6期実績 |      |       | 第7期見込量 |      |      |
|---------------------|-------------|-------|------|-------|--------|------|------|
|                     |             | R3    | R4   | R5 見込 | R6     | R7   | R8   |
| 介護・訓練<br>支援用具       | 年間の<br>延件数  | 4     | 3    | 4     | 5      | 5    | 5    |
| 自立生活支<br>援用具        | 年間の<br>延件数  | 12    | 10   | 10    | 11     | 12   | 13   |
| 在宅療養等<br>支援用具       | 年間の<br>延件数  | 21    | 13   | 15    | 20     | 20   | 20   |
| 排せつ管理<br>支援用具       | 年間の<br>延件数  | 2628  | 2701 | 2750  | 2800   | 2850 | 2900 |
| 居宅生活<br>動作援助        | 年間の<br>延べ件数 | 2     | 3    | 3     | 3      | 3    | 3    |
| 情報・意思<br>疎通支援<br>用具 | 年間の<br>延べ件数 | 54    | 53   | 55    | 60     | 60   | 60   |

### (6) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がいのある人の社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要なスキルを有する手話奉仕員を養成します。

| 名称                  | 単位              | 第6期実績 |    |    | 第7期見込量 |    |    |
|---------------------|-----------------|-------|----|----|--------|----|----|
|                     |                 | R3    | R4 | R5 | R6     | R7 | R8 |
| 手話奉仕員<br>養成研修<br>事業 | 年間の<br>受講<br>人数 | 14    | 27 | 16 | 20     | 20 | 20 |

### (7) 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、日常生活において必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

| 名称         | 単位          | 第6期実績 |    |       | 第7期見込量 |    |    |
|------------|-------------|-------|----|-------|--------|----|----|
|            |             | R3    | R4 | R5 見込 | R6     | R7 | R8 |
| 移動支援<br>事業 | 年間の<br>登録人数 | 10    | 8  | 8     | 8      | 30 | 50 |

## （８）地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

障がいのある人の就労、創作的活動及び生産活動の機会の提供、自立した生活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進等の便宜を供与するなど地域の実情に応じた支援を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

### （機能強化事業）

- ・Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
- ・Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ・Ⅲ型：安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

| サービス             | 単位      | 第６期実績 |     |     | 第７期見込量 |     |     |
|------------------|---------|-------|-----|-----|--------|-----|-----|
|                  |         | R3    | R4  | R5  | R6     | R7  | R8  |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 箇所      | 4     | 4   | 4   | 4      | 3   | 3   |
|                  | 年間の登録人数 | 468   | 484 | 490 | 495    | 500 | 505 |

## （９）日常生活支援（任意事業）

### ① 福祉ホーム運営事業

住居を必要としている人に対して、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

| 名称      | 単位      | 第６期実績 |    |       | 第７期見込量 |    |    |
|---------|---------|-------|----|-------|--------|----|----|
|         |         | R3    | R4 | R5 見込 | R6     | R7 | R8 |
| 福祉ホーム事業 | 年間の登録人数 | 7     | 7  | 7     | 7      | 7  | 7  |

### ② 訪問入浴サービス事業

自宅で寝たきり等のため、入浴が困難な障がいのある人に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

| 名称         | 単位      | 第６期実績 |    |       | 第７期見込量 |    |    |
|------------|---------|-------|----|-------|--------|----|----|
|            |         | R3    | R4 | R5 見込 | R6     | R7 | R8 |
| 訪問入浴サービス事業 | 年間の登録人数 | 5     | 4  | 4     | 5      | 5  | 5  |

### ③ 日中一時支援事業

#### ア 日中短期入所

介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難となる障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

#### イ 障がい児タイムケア

障がいのある小・中・高生が特別支援学校等の下校時に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

| 名称        | 単位       | 第 6 期実績 |      |       | 第 7 期見込量 |      |      |
|-----------|----------|---------|------|-------|----------|------|------|
|           |          | R3      | R4   | R5 見込 | R6       | R7   | R8   |
| 日中短期入所    | 年間の延利用回数 | 195     | 144  | 212   | 250      | 250  | 250  |
| 障がい児タイムケア | 年間の延利用回数 | 9033    | 8090 | 9416  | 9200     | 9200 | 9200 |

### (10) 社会参加支援（任意事業）

#### ① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会を開催します。

#### ② 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳や音訳により、市の広報紙等、地域生活を営むうえで、必要度の高い情報を定期的に提供します。

#### ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の就労等の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

また、障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、必要な経費の一部を助成します。

| 名称               | 単位         | 第 6 期実績 |    |       | 第 7 期見込量 |    |    |
|------------------|------------|---------|----|-------|----------|----|----|
|                  |            | R3      | R4 | R5 見込 | R6       | R7 | R8 |
| 障がい者スポーツ大会       | 開催の有無      | 中止      | 中止 | 有     | 有        | 有  | 有  |
| 点字・声の広報等発行事業     | 発行の有無      | 有       | 有  | 有     | 有        | 有  | 有  |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 年間の助成金支給者数 | 3       | 4  | 10    | 10       | 10 | 10 |

\*障がい者スポーツ大会の R3・4 年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため開催を中止しました。

## 第8章 計画の推進に向けて

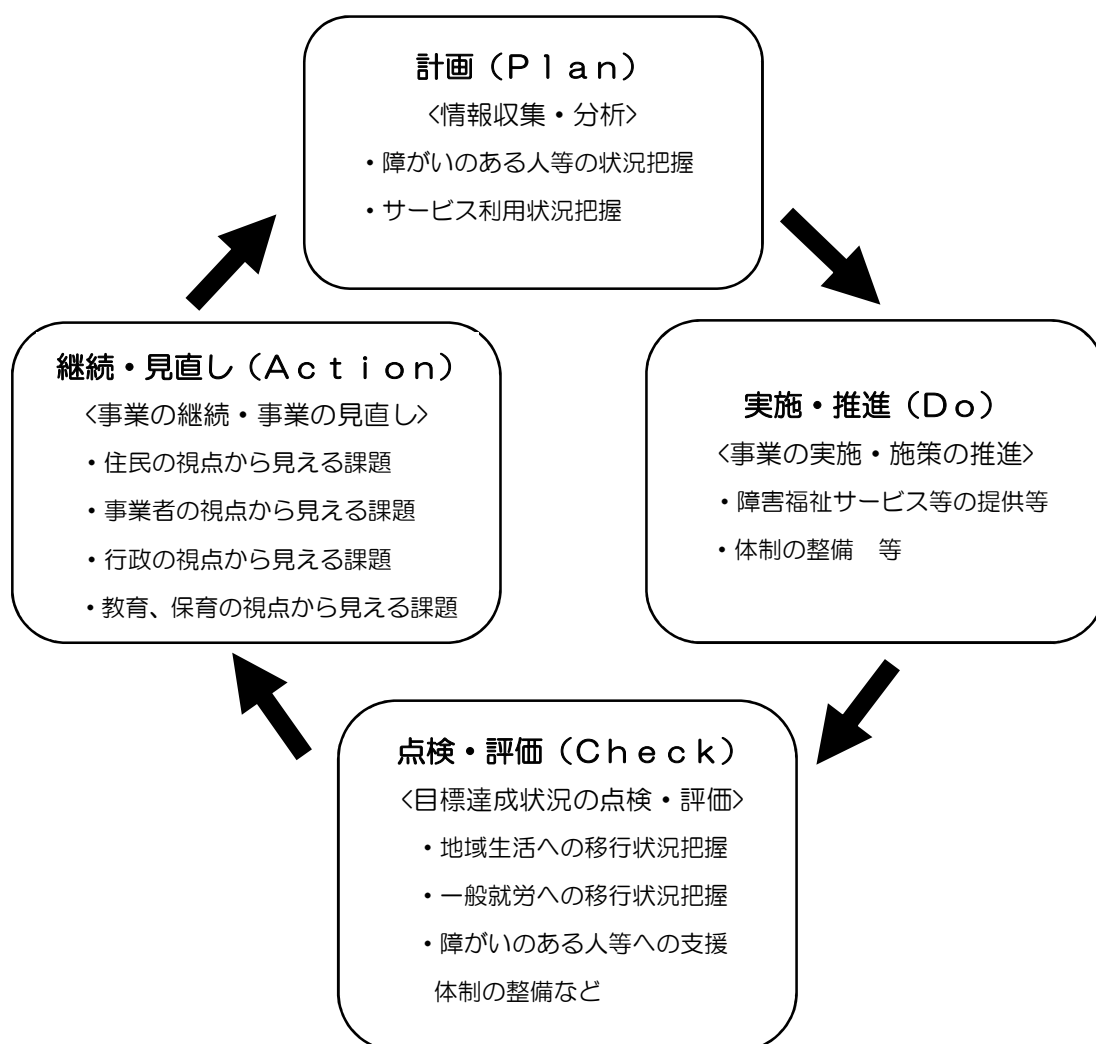
### 1 計画の進捗管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係機関はそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握・点検し、事務局においては、それらの情報を取りまとめることで、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進にあたっては、多様な主体で構成される八代市障がい者計画等策定・評価委員会において、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、サービスの質の確保等について計画どおり行われているかの点検と評価を行います。

なお、障害者総合支援法等の改正等により、計画の見直しが必要となった場合は、適宜内容等を見直します。

#### 【計画の点検・評価（PDCAサイクル）】



第7期八代市障がい福祉計画・第3期八代市障がい児福祉計画  
令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

---

令和6年3月

発行 八代市 健康福祉部 障がい者支援課

〒866-8601

熊本県八代市松江城町 1-25

電話 (0965) 35-0294

FAX (0965) 33-8983

E-mail syofuku@city.yatsushiro.lg.jp